

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、引上げの趣旨に基づき、社会保障施策に要する経費の財源としています。令和8年度当初予算における地方消費税交付見込額は105,000千円です。うち社会保障財源分57,000千円が増収分であり、下表にある一般財源の一部に充当しています。

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障がい者福祉事業	34,265	16,509	17,756
	高齢者福祉事業	58,306	31,375	26,931
	児童福祉事業	113,989	41,119	72,870
	母子福祉事業	5,848	1,010	4,838
	小計	212,408	90,013	122,395
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	25,529	14,160	11,369
	後期高齢者医療特別会計繰出金	96,029	21,084	74,945
	介護保険事業特別会計繰出金	119,747	4,629	115,118
	小計	241,305	39,873	201,432
保健衛生	国民健康保険施設特別会計繰出金	155,358	100,000	55,358
	疾病予防対策事業	33,245	288	32,957
	健康増進対策事業	30,400	7,787	22,613
	保健センター事業	11,665	591	11,074
	小計	230,668	108,666	122,002
合計		684,381	238,552	445,829